

令和3年度介護職に係るたんの吸引等研修事業受託法人募集について

番号	質問	回答	掲載日
1	<p>V 応募資格及び提出書類に関する事項</p> <p>2 応募書類について</p> <p>ア 応募者が運営する他の事業の実績が分かる資料 弊社が通常行っております WEB 研修の実績なのか 過去に県の入札による委託で行ったものなのか どちらがよろしいでしょうか。</p>	<p>自治体と契約し実施した研修実績や、WEB 研修以外でも応募者が実施している研修実績がある場合は、記載してください。</p> <p>なお、本研修を開催するにふさわしいことをアピールしていただくためのものですので、実績全てを網羅する必要はありません。</p>	令和3年6月17日
2	<p>V 応募資格及び提出書類に関する事項</p> <p>2 応募書類について</p> <p>イ 応募者の組織等に関する資料 (ア)～(ウ)の3点のみの提出でしょうか。 その他弊社の資料等は必要でしょうか。</p>	<p>応募者の資料等がありましたら、御提出をお願いします。</p>	令和3年6月17日
3	<p>上記質問1・2とも、記載方法や形式は問わないということでしょうか。</p>	<p>記載方法や形式は問いませんが、分かりやすい記載や形式をお願いします。</p>	令和3年6月17日

令和3年度介護職に係るたんの吸引等研修事業受託法人募集について

番号	質問	回答	掲載日
4	<p>Ⅲ 業務内容に関する事項</p> <p>9 受講費用について</p> <p>受講料 15,000 円の徴収は必須か。また受講料の金額及び徴収する狙いは何か。</p>	<p>費用と負担の公平性の観点から受講料を徴収することとしており、過去の実績等を基に金額を設定しています。</p>	<p>令和3年6月21日</p>
5	<p>Ⅲ 業務内容に関する事項</p> <p>3 受講生について</p> <p>介護福祉士実務者研修の修了生等は、喀痰吸引等研修の基本研修を免除できるものとされているが、本事業の受講生も対象者は基本研修の免除も可能と考えてよいか。また基本研修の免除が可能な場合、実地研修からのスタートとなるが、希望に応じて実地研修の開始期間を早めて実施しても良いか。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法や、国・神奈川県等の通知等に則り実施してください。</p> <p>基本研修の免除が可能な場合の実地研修の開始期間については、特に統一しておりません。</p>	<p>令和3年6月21日</p>
6	<p>Ⅳ 企画提案事項</p> <p>2 受講定員</p> <p>定員数を検討するにあたり、前年度までの同事業の受講生の申込人数及び修了生の人数は何名か。また、事業所数や種別ごとの人数も分かると、希望者が定員数を超えた際の選定基準の参考としたい。</p>	<p>直近3年間の申込者数・修了者数は次のとおりです。</p> <p>H30年度：申込者26人、修了者20人</p> <p>R1年度：申込者26人、修了者24人</p> <p>R2年度：申込者16人、修了者16人</p>	<p>令和3年6月21日</p>
7	<p>Ⅳ 企画提案事項</p> <p>3 基本研修の会場</p> <p>会場の候補として、川崎市教育文化会館をはじめとする川崎市内の市民館や川崎市内の公共施設も検討しているが、この事業は営利行為に該当するのか。</p>	<p>いずれも市の公共施設であることから、施設に使用申請を提出し、施設で内容を審査の上、使用可否が決定されます。</p>	<p>令和3年6月21日</p>

令和3年度介護職に係るたんの吸引等研修事業受託法人募集について

番号	質問	回答	掲載日
8	<p>IV 企画提案事項</p> <p>4 受講生の募集及び受講生決定に係る調整方法等</p> <p>受講生の募集にあたり、川崎市と協働できることはあるのか。例えば、市が保有する介護保険事業者の連絡先を共有してもらい、その連絡先に対してお知らせを送る。チラシ等を郵送する際に、川崎市の封筒等を利用して送ることはできるか。</p>	<p>受講生の募集にあたっては、市ホームページへの掲載、市から介護事業所へのメール配信を行っています。その他の周知方法については、協議の上、対応します。</p>	<p>令和3年6月21日</p>
9	<p>IV 企画提案事項</p> <p>5 研修スケジュール</p> <p>研修の開始時期が10月中下旬としているが、11月に入ってから開始は認められないのか。介護事業所の勤務シフト作成のことを鑑みると、8月上旬の契約から募集を開始し、10月中下旬の開始では募集期間が十分に取れないことが予想される。</p>	<p>10月中下旬開始を目安としておりますが、研修の全課程を修了したものに対する修了証明書の交付までを含めて、少なくとも令和4年3月31日までに終了できるようスケジュールを組み、できる限り早期に修了できるよう努めてください。</p>	<p>令和3年6月21日</p>
10	<p>IV 企画提案事項</p> <p>5 研修スケジュール</p> <p>修了証の発行は、実地研修が修了次第、順次発行して良いか。または、修了証発行予定日を決め、一括での発行が必要か。</p>	<p>特に統一しておりません。</p>	<p>令和3年6月21日</p>

令和3年度介護職に係るたんの吸引等研修事業受託法人募集について

番号	質問	回答	掲載日
11	Ⅲ 業務内容に関する事項 3受講生について(2) 法人または施設あたりの受講人数に上限はあるか。	特定の法人または施設に偏らないよう、調整してください。	令和3年6月21日
12	Ⅲ 業務内容に関する費用 9受講費用について 受講費用の徴収は必ず受講者である必要はあるか。 法人もしくは施設が受講費用15,000円を負担する事は可能か。	負担者は限定しておらず、受講者本人または法人等が想定されます。	令和3年6月21日
13	事業終了後に提出するものをご教示ください。	研修申込書の写し、受講者リスト、修了者リスト、研修カリキュラム、収入支出報告書。その他、必要に応じて追加で資料を提出していただく場合があります。	令和3年6月21日
14	Ⅱ 公募に関する事項 (5) 公募参加申込期間 令和3年6月30日17時までとありますが、公募参加申込の手続き方法を教えてください。	・提出書類：公募参加申込書(様式1) 1部 ・提出方法：郵送または電子メール なお、企画提案書は、7月7日17時までに事前連絡の上、持参してください。	令和3年6月23日
15	事業終了後に提出するものとして、「収入支出報告書」とありますが、物品等を購入した際の領収書などは必要でしょうか。	必要に応じて、提出していただく場合があります。	令和3年6月23日
16	障がい者施設は本事業の対象となりますでしょうか。	市内介護保険サービス施設・事業所が対象です。	令和3年6月29日